

南島原市監査委員公表第3号

地方自治法第199条第12項の規定により、南島原市長から令和元年度財政援助団体等監査の結果に基づく措置について通知を受けたので、同項の規定により公表します。

令和2年6月17日

南島原市監査委員 宮崎 太

南島原市監査委員 吉田 幸一郎

財政援助団体等監査の結果に基づく措置の状況

31 南監第 144 号（令和 2 年 3 月 10 日付）分

地域振興部 観光振興課

監査の結果（指摘事項）	措置の状況
<p data-bbox="212 461 785 544">(1)南島原ひまわり観光協会の補助金交付事務に係る監督指導について</p> <p data-bbox="212 562 785 853">平成 29 年度及び平成 30 年度の当該補助金交付団体の実績報告書の提出に遅滞が生じていたが、当該年度財務資料の収支金額の確定に一定の期間を要することから、団体における事務の進捗を考慮し、特に注意喚起を促すことなく、その遅れを許容していた。</p> <p data-bbox="212 871 785 1061">審査事務に影響が及ばない範囲とはいえ、要綱に則った事務の執行及び審査であることを十分認識し、形式的な事項についても指導を行い、所管課としての責務に努められたい。</p>	<p data-bbox="813 562 1385 801">今回の指摘事項に留意したうえで、早期作成の取り組みを促すなどの助言を行ったところ、平成 31 年度分の実績報告書については、令和 2 年 4 月 13 日に南島原ひまわり観光協会より遅滞なく提出された。</p> <p data-bbox="813 819 1385 958">今後についても、要綱に則った事務の執行であることを認識し、財政援助団体等の指導に努めたい。</p>